

政策体系	政策No.	5	政策名	たすけあい支えあうまちづくり			施策主管課	保健福祉政策課	
	施策No.	1	施策名	医療体制の充実	重点施策		施策主管課長名	花堂 誠	
施策関係課名	保険年金課、長寿・障害福祉課、健康増進課								
1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針									
<p>初期(一次)救急医療体制は整備されており、今後は二次救急医療体制の充実を図りながら、市民への適切な医療受診の方法についての普及啓発に努める。また、国・県や医師会等の関係機関と十分に連携し、医療圏として救急医療等の体制整備を図る。なお、国民皆保険制度の堅持のため、医療費適正化の推進を図り、国保財政の長期にわたる安定的な運営を目指す。</p>									
2 施策の目的と成果把握									
対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)			市民 通勤・通学者、市内滞在者、医療圏(周辺自治体)が対象						
対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	人口	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098
			実績値	127,773	127,450	127,662			
B			見込み値						
			実績値						
意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)			いつでも安心して適切な医療が受けられる 適切な医療とは、迅速(市内で)に、疾病状態に応じた医療が受けられること。(安心の意味は保険制度も含む。)						
成果指標 (意図の達成度を表す指標)		目標達成(105%以上)			目標をほぼ達成(95%～105%未満)			目標を未達成(95%未満)	
		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
A	救急搬送された人のうち市外に搬送された割合(暦年で表示)	%	成り行き値	17.0	17.6	18.2	18.8	19.4	20.0
			目標値	16.5	16.6	16.7	16.8	16.9	17.0
			実績値	18.9	21.0	18.5			
			達成率	85%	73%	89%			
B	人口10万人当たりの医師数	人	成り行き値	169.2	169.2	171.3	171.5	171.5	171.5
			目標値	171.3	171.3	171.3	171.5	171.5	171.5
			実績値	141.8	148.3				
			達成率	83%	87%				
C	人口10万人当たりの病院の病床数	床	成り行き値	1,914.9	1,914.9	1,914.9	1,910	1,910	1,910
			目標値	1,914.9	1,914.9	1,914.9	1,910	1,910	1,910
			実績値	1917.5	1,916.8				
			達成率	100%	100%				
D	人口10万人当たりの診療所の病床数	床	成り行き値	410.6	410.6	410.6	408.0	408.0	408.0
			目標値	410.6	410.6	410.6	408.0	408.0	408.0
			実績値	399.9	390.7				
			達成率	97%	95%				
E	人口10万人当たりの病院数	箇所	成り行き値	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4
			目標値	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4
			実績値	12.5	12.6				
			達成率	101%	102%				
F	市内に設置されていない診療科目数	科目	成り行き値	4	4	4	4	4	4
			目標値	4	4	4	4	4	4
			実績値	4	4	4.0			
			達成率	100%	100%	100%			
成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)			平成24年度の目標値設定の考え方						
<ul style="list-style-type: none"> A...救急搬送された人のうち市外に搬送された割合 消防の救急搬送のみ 消防局「救急統計」 16年度については合併前のため、溝辺と横川が含まれていない数値。 B...人口10万人当たりの医師数 C...人口10万人当たりの病院の病床数 D...人口10万人当たりの診療所の病床数 E...人口10万人当たりの病院数 診療所も含まれる 鹿児島県「衛生統計年報」国民衛生の動向(暦年で表示) F...市内に設置されていない診療科目数 始良郡医師会、始良郡歯科医師会、保健所登録データ 現状ないのは美容外科、小児外科、心臓血管外科、形成外科 			<ul style="list-style-type: none"> A 「救急搬送された人のうち市外に搬送された割合」については、市内に設置されていない診療科目があり、医師数、病床数の減少も懸念されることから、積極的な対策を講じなければ今後も20%程度まで増加することが予測される。そのため、関係機関との連携を図りながら地域内での対応に務め、成り行き予測の20%より3%低い17%を目標値として設定する。 B 「医師数(診療所を含む)」、「病院の病床数」、「診療所の病床数」及び「病院数」 C については、県が策定する「地域保健医療計画」に基づき地域の実情に応じた対応が講じられることとされており、市独自での対応は困難なため、概ね現状維持の目標設定とする。 D E F 「市内に設置されていない診療科目数」については、救急対応可能な診療科目が一つでも開設できるよう関係機関等と調整し、対応する必要がありますが、医療体制の充実、県の「地域保健医療計画」に基づき医療圏ごとに行われるため市独自での対応は難しく、時間がかかることが予想されることから、現状維持の目標設定とする。 						

<p>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)</p> <ul style="list-style-type: none"> 救急搬送された人のうち市外に搬送された人数が増加しており、平日のみならず休日・夜間の救急体制の積極的整備が必要である。 霧島市立医師会医療センターについては、始良郡医師会と連携し、小児科医等の確保や機能の充実、今後の方針についての検討が必要である。 日頃から疾病予防に努めてもらうため、かかりつけ医を持つことについての普及啓発が必要である。 市民への安定的な医療給付のために、増加する医療費の抑制に努め、保険制度の適切な運営を行う必要がある。 																																								
<p>4 施策の特性・状況変化・住民意見等</p> <p>この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>国・県の医療計画を支援し、都道府県の区域を越えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備を行う。</p> <p>県・安全で質が高く、地域の状況やニーズに十分配慮した都道府県医療計画を策定し、各種病床の整備や医療提供施設の整備、休日・夜間の救急医療の整備、医師・歯科医師等の医療従事者の確保など、医療法に基づく整備を行う。</p> <p>市・医療の充実を市民の健康を確保するための重要な基盤としてとらえ、県の医療計画に基づき、主に一次保健医療圏域(各市町村の区域)の市民に密着した医療サービスの状況を把握し、また地域医師会等と連携し、夜間・休日診療等の体制の整備や霧島市医師会医療センターの機能充実に努める。また、かかりつけ医を持つなど市民への正しい医療のかかり方などの普及啓発に努める。国民健康保険制度並びに後期高齢者医療保険制度の運営を行い、市民への医療給付と疾病予防のための指導を行う。</p> </td> <td> <p>イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割</p> <p>市民 ・日頃から健康管理を行い、疾病の予防に努め、かかりつけ医を持つことや時間内に診療を受けるなどの適正な受診を心がける。</p> <p>医療提供者(医療機関) ・患者を中心とした医療連携体制の構築に積極的に協力し、各種の医療を提供する。</p> </td> </tr> </table>		<p>ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>国・県の医療計画を支援し、都道府県の区域を越えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備を行う。</p> <p>県・安全で質が高く、地域の状況やニーズに十分配慮した都道府県医療計画を策定し、各種病床の整備や医療提供施設の整備、休日・夜間の救急医療の整備、医師・歯科医師等の医療従事者の確保など、医療法に基づく整備を行う。</p> <p>市・医療の充実を市民の健康を確保するための重要な基盤としてとらえ、県の医療計画に基づき、主に一次保健医療圏域(各市町村の区域)の市民に密着した医療サービスの状況を把握し、また地域医師会等と連携し、夜間・休日診療等の体制の整備や霧島市医師会医療センターの機能充実に努める。また、かかりつけ医を持つなど市民への正しい医療のかかり方などの普及啓発に努める。国民健康保険制度並びに後期高齢者医療保険制度の運営を行い、市民への医療給付と疾病予防のための指導を行う。</p>	<p>イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割</p> <p>市民 ・日頃から健康管理を行い、疾病の予防に努め、かかりつけ医を持つことや時間内に診療を受けるなどの適正な受診を心がける。</p> <p>医療提供者(医療機関) ・患者を中心とした医療連携体制の構築に積極的に協力し、各種の医療を提供する。</p>																																					
<p>ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>国・県の医療計画を支援し、都道府県の区域を越えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備を行う。</p> <p>県・安全で質が高く、地域の状況やニーズに十分配慮した都道府県医療計画を策定し、各種病床の整備や医療提供施設の整備、休日・夜間の救急医療の整備、医師・歯科医師等の医療従事者の確保など、医療法に基づく整備を行う。</p> <p>市・医療の充実を市民の健康を確保するための重要な基盤としてとらえ、県の医療計画に基づき、主に一次保健医療圏域(各市町村の区域)の市民に密着した医療サービスの状況を把握し、また地域医師会等と連携し、夜間・休日診療等の体制の整備や霧島市医師会医療センターの機能充実に努める。また、かかりつけ医を持つなど市民への正しい医療のかかり方などの普及啓発に努める。国民健康保険制度並びに後期高齢者医療保険制度の運営を行い、市民への医療給付と疾病予防のための指導を行う。</p>	<p>イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割</p> <p>市民 ・日頃から健康管理を行い、疾病の予防に努め、かかりつけ医を持つことや時間内に診療を受けるなどの適正な受診を心がける。</p> <p>医療提供者(医療機関) ・患者を中心とした医療連携体制の構築に積極的に協力し、各種の医療を提供する。</p>																																							
<p>施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、国から医療提供体制の確保に関する基本方針(案)が出され、平成19年4月には改正医療法が施行された。また、平成20年3月には県の医療計画の見直しや医療費適正化計画、医師確保対策などが施行された。具体的には、県の医療計画の中に、療養病床の再編による病床数の減や医師確保対策、入院から在宅までの切れ目のない医療の提供(医療機能の分化・連携)等の施策が盛り込まれている。 高齢化が更に進み、心臓・脳外科の需要がさらに高まることが予想される。 全国的に小児科医や産婦人科医が不足しており、本市においても不足することが想定される。 平成20年4月から後期高齢者医療保険制度が創設されたが、H21年夏の民主党政権交代により、現行の後期高齢者医療制度に代わり、H25年4月から新しい高齢者医療制度の施行が行われる予定である。具体的な内容はH22年度中に国の方から示される予定である。 国保税については、近年の経済不況による失業者の増加や、加入世帯の所得が減少することが見込まれることから、税の負担感が大きくなることが予想されている。また22年3月定例会議会において国保税の負担軽減を求める陳情が採択されたことなどから、国保税を3年間軽減する「霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例」を22年6月に制定した。 																																								
<p>この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?</p> <ul style="list-style-type: none"> 霧島市医師会医療センターについて、市民の安全を守る緊急医療体制の整備について(H21,6月議会の一般質問) 霧島市医師会医療センターの将来展望について(H21,6月議会の一般質問) 病院の充実について(H21,9月議会一般質問) 霧島市の小児科と産婦人科の現状と問う(H22,3月議会の一般質問) 																																								
<p>5 施策の現状</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>平成21年度施策の取組方針</p> <p>(ア)主に一次保健医療圏域(各市町村の区域)の市民に密着した医療サービスの状況を把握する。</p> <p>(イ)かかりつけ医を持つなど市民への正しい医療のかかり方などの普及啓発に努める。</p> <p>(ウ)国民健康保険制度並びに後期高齢者医療制度の適切な運営を行い、市民への医療給付と疾病予防のための指導を行う。</p> <p>(エ)公立病院改革プランの施行(20年度策定)</p> <p>(オ)(地域医師会)夜間・休日診療等の整備</p> <p>(カ)医師会医療センターの小児科医・脳神経外科医等の確保や機能充実。</p> </td> <td> <p>平成21年度施策の取組方針の達成状況及び要因</p> <p>(ア)医師会医療センターの利用者の状況確認</p> <p>(イ)かかりつけ医普及啓発用のチラシを作成。(全世帯への配布はH22年度。)</p> <p>(ウ)保険制度の適切な運営は出来たが、国保税の収納率については低下傾向にありしたが、特定健診、長寿健診を行い、結果報告会や特定保健指導を実施した。</p> <p>(エ)改革プランに基づき電子カルテの導入及びDPC対象病院(一日あたりの医療費計算の新しい会計方式の導入)の認定を受け、H21年度の計画は達成できた。</p> <p>(オ)夜間・休日診療を実施する医療機関は減少したものの、救急搬送と連携した受け入れ態勢が整備された。</p> <p>(カ)脳神経外科医の確保ができ、脳神経外科の開業に向けた準備作業に取り掛かった。</p> </td> </tr> </table>		<p>平成21年度施策の取組方針</p> <p>(ア)主に一次保健医療圏域(各市町村の区域)の市民に密着した医療サービスの状況を把握する。</p> <p>(イ)かかりつけ医を持つなど市民への正しい医療のかかり方などの普及啓発に努める。</p> <p>(ウ)国民健康保険制度並びに後期高齢者医療制度の適切な運営を行い、市民への医療給付と疾病予防のための指導を行う。</p> <p>(エ)公立病院改革プランの施行(20年度策定)</p> <p>(オ)(地域医師会)夜間・休日診療等の整備</p> <p>(カ)医師会医療センターの小児科医・脳神経外科医等の確保や機能充実。</p>	<p>平成21年度施策の取組方針の達成状況及び要因</p> <p>(ア)医師会医療センターの利用者の状況確認</p> <p>(イ)かかりつけ医普及啓発用のチラシを作成。(全世帯への配布はH22年度。)</p> <p>(ウ)保険制度の適切な運営は出来たが、国保税の収納率については低下傾向にありしたが、特定健診、長寿健診を行い、結果報告会や特定保健指導を実施した。</p> <p>(エ)改革プランに基づき電子カルテの導入及びDPC対象病院(一日あたりの医療費計算の新しい会計方式の導入)の認定を受け、H21年度の計画は達成できた。</p> <p>(オ)夜間・休日診療を実施する医療機関は減少したものの、救急搬送と連携した受け入れ態勢が整備された。</p> <p>(カ)脳神経外科医の確保ができ、脳神経外科の開業に向けた準備作業に取り掛かった。</p>																																					
<p>平成21年度施策の取組方針</p> <p>(ア)主に一次保健医療圏域(各市町村の区域)の市民に密着した医療サービスの状況を把握する。</p> <p>(イ)かかりつけ医を持つなど市民への正しい医療のかかり方などの普及啓発に努める。</p> <p>(ウ)国民健康保険制度並びに後期高齢者医療制度の適切な運営を行い、市民への医療給付と疾病予防のための指導を行う。</p> <p>(エ)公立病院改革プランの施行(20年度策定)</p> <p>(オ)(地域医師会)夜間・休日診療等の整備</p> <p>(カ)医師会医療センターの小児科医・脳神経外科医等の確保や機能充実。</p>	<p>平成21年度施策の取組方針の達成状況及び要因</p> <p>(ア)医師会医療センターの利用者の状況確認</p> <p>(イ)かかりつけ医普及啓発用のチラシを作成。(全世帯への配布はH22年度。)</p> <p>(ウ)保険制度の適切な運営は出来たが、国保税の収納率については低下傾向にありしたが、特定健診、長寿健診を行い、結果報告会や特定保健指導を実施した。</p> <p>(エ)改革プランに基づき電子カルテの導入及びDPC対象病院(一日あたりの医療費計算の新しい会計方式の導入)の認定を受け、H21年度の計画は達成できた。</p> <p>(オ)夜間・休日診療を実施する医療機関は減少したものの、救急搬送と連携した受け入れ態勢が整備された。</p> <p>(カ)脳神経外科医の確保ができ、脳神経外科の開業に向けた準備作業に取り掛かった。</p>																																							
<p>平成21年度施策の目標値と実績値の比較</p> <p>目標達成 105%以上 目標をほぼ達成 95%~105%未満 目標を未達成 95%未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">平成21年度成果指標</th> <th rowspan="2">結果</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>16.7</td> <td>18.5</td> <td>89.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>171.3</td> <td>141.8</td> <td>83.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1914.9</td> <td>1,917.5</td> <td>100.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>410.6</td> <td>399.9</td> <td>97.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>12.4</td> <td>12.5</td> <td>101.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> <td>100.0%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度成果指標				結果	目標値	実績値	達成率		A	16.7	18.5	89.0%		B	171.3	141.8	83.0%		C	1914.9	1,917.5	100.0%		D	410.6	399.9	97.0%		E	12.4	12.5	101.0%		F	4.0	4.0	100.0%	
平成21年度成果指標				結果																																				
目標値	実績値	達成率																																						
A	16.7	18.5	89.0%																																					
B	171.3	141.8	83.0%																																					
C	1914.9	1,917.5	100.0%																																					
D	410.6	399.9	97.0%																																					
E	12.4	12.5	101.0%																																					
F	4.0	4.0	100.0%																																					
<p>平成21年度施策の成果指標の達成状況及び要因</p> <p>A 救急搬送された人のうち市外に搬送された割合(暦年で表示)は、実績値がH20年度に比べ2.5ポイント減少したが目標値には達しなかった。要因としては、心疾患や脳血管疾患の受け入れ態勢が整ったことによる。</p> <p>B~E(H19年度の達成状況に基づく)</p> <p>B 人口10万人当たりの医師数は141.8人であり、目標を達成できなかった。</p> <p>C 人口10万人当たりの病棟の病床数は、1917.5床でほぼ目標どりの水準であった。【病床数は、ほぼ横ばいであった。】</p> <p>D 人口10万人当たりの診療所の病床数は、399.9床でほぼ目標どりの水準であった。【病床数としては16床の減であったものの、人口も減少したため影響が抑えられた。】</p> <p>E 人口10万人当たりの病院数は、12.5箇所ほぼ目標どりの水準であった。</p> <p>F 市内に設置されていない診療科目数は、実績値はH20年度と変わらずH21年度の目標値と同数で維持することが出来た。</p>																																								
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> <p>基本事業の 目標達成度 (平成21年度目標と 実績との比較)</p> </td> <td colspan="2">=すべての目標値を達成</td> <td colspan="2">=一部の目標値を達成</td> <td colspan="2">x=すべての目標値を未達成</td> </tr> <tr> <td>医療体制の整備</td> <td>かかりつけ医を持つなどの市民意識の向上</td> <td></td> <td></td> <td>保険制度の適切な運営</td> <td>国民健康保険、後期高齢者医療保険(老人医療保険)</td> </tr> </table>		<p>基本事業の 目標達成度 (平成21年度目標と 実績との比較)</p>	=すべての目標値を達成		=一部の目標値を達成		x=すべての目標値を未達成		医療体制の整備	かかりつけ医を持つなどの市民意識の向上			保険制度の適切な運営	国民健康保険、後期高齢者医療保険(老人医療保険)																										
<p>基本事業の 目標達成度 (平成21年度目標と 実績との比較)</p>	=すべての目標値を達成		=一部の目標値を達成		x=すべての目標値を未達成																																			
	医療体制の整備	かかりつけ医を持つなどの市民意識の向上			保険制度の適切な運営	国民健康保険、後期高齢者医療保険(老人医療保険)																																		
<p>6 平成22年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療検討委員会で救急体制の整備について、具体的な協議を行う。 医療センター改革プランに基づき、小児科医等の確保等を行う。 かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及啓発を行う。 健康さしりま21を推進し特定健診や特定保健指導、ジェネリック医薬品の啓発などを進めて、医療費の適正化を図る。 国県に対して、医師の確保や二次医療圏内での救急医療体制の整備について要望する。 																																								
<p>7 平成23年度に向けた施策の課題・方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 休日・夜間の救急体制の機能の充実が必要であることから、地域医療検討委員会により引き続き協議を行う。 霧島市立医師会医療センターについては、小児科医等の確保に向けて、引き続き関係機関との協議を進める。 霧島市立医師会医療センターの今後の組織及び施設設備のあり方等について、霧島市立医師会医療センターあり方検討委員会で協議を進める。 日頃から健康管理や疾病予防・治療について、安心して相談できるように、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ってもらうよう普及啓発を進める。 保険制度の適切な運営を図るため、増加する医療費の抑制に努める必要があり、健康さしりま21を推進し特定健診や特定保健指導、ジェネリック医薬品の啓発などを進める。 																																								

基本事業	5-1-1	基本事業名	医療体制の整備	基本事業 主担当課	健康増進課
------	-------	-------	---------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
<p>・新しく国が策定した「医療計画」では、地域の中で保健医療福祉サービスが完結できるように、救急医療対策、災害医療対策、へき地医療対策、周産期医療対策、小児医療対策を重点的に取り組む姿勢が述べられている。本市では、初期(一次)、二次救急医療及び歯科救急医療の体制整備に努める。また、将来的には三次救急医療の体制整備についても検討を行う。</p> <p>・夜間救急診療については、始良郡医師会の協力のもと継続して行うとともに、深夜帯体制整備についての検討を行う。</p> <p>・市内で完結できる医療体制を目指し、医師会等の関係機関と継続的な協議の場を設ける。</p> <p>・霧島市立医師会医療センターの機能のより一層の充実を図る。</p>	
対象	・市民・医師会・医療機関・消防局等 意図 ・昼間だけではなく夜間においても365日の救急診療が受けられる。 ・専門的な高度な医療が受けられる。 ・診療科目がそろっている。

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名	単位	成果指標の測定方法	目標達成(105%以上)		目標をほぼ達成(95%~105%未満)			目標を未達成(95%未満)		
			数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(目標年度)	
A 休日・夜間の救急診療を行っている医療機関の数	箇所	健康増進課調査	成り行き値	6	6	6	6	6	6	
			目標値	6	6	6	6	6	6	
			実績値	6	6	5				
			達成率	100%	100%	83%				
			結果							
B			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
C			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

救急対応が可能な医療機関や市内にない診療科がひとつでも開設できるよう関係機関と調整し、対応していかなければならないが、医療体制の充実には、県の地域保健医療計画に基づき医療圏毎に行われるもので、市だけの対応では難しく時間がかかるため、平成24年度も現状維持とした。現在、関係機関や市民も参加した「地域医療検討委員会」が発足しており、今後も関係機関に働きかけを継続していく。

4 平成21年度基本事業の取組方針

A 少ない医療資源(医師や医療施設)を最大限活用するために、連携を強化し医療環境の改善につなげる。
 B 霧島市立医師会医療センターの医師確保を行い、二次医療圏域内の救急医療体制の整備を行う。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況

A 始良郡循環器ネットワーク等の体制が整ったことにより市外に搬送された割合も減少したのではないかと考える。
 B 霧島市立医師会医療センターの脳外科の開設を行い脳外科医師を2名確保を行ったことにより、脳外科の患者を受け入れる体制が整い、救急医療体制の整備が図られた。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

休日・夜間の救急診療を行っている医療機関の数は1医療機関減少した。これは、休日・夜間の救急診療を行っていた医師の死亡によるものである。

7 平成22年度基本事業の取組方針

A 少ない医療資源(医師や医療施設)を最大限活用するために、連携を強化し医療環境の改善につなげる。
 B 霧島市立医師会医療センターの小児科医等の医師確保を行い、二次医療圏域内の救急医療体制の整備を行う。また、脳外科の開設に伴い、手術棟の整備を行う。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

A 少ない医療資源(医師や医療施設)を最大限活用するために、連携を強化し医療環境の改善につなげる。
 B 霧島市立医師会医療センターの小児科医等の医師確保を行い、二次医療圏域内の救急医療体制の整備を行う。

基本事業	5-1-2	基本事業名	かかりつけ医を持つなどの市民意識の向上	基本事業 主担当課	健康増進課
------	-------	-------	---------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
<p>市民一人ひとりが安心して健康的な生活を営むために、日頃から健康管理や疾病予防、治療などについて安心して相談できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの重要性について、市民への普及啓発に努める。</p>	
対象	市民
意図	<ul style="list-style-type: none"> 正しい医療受診の知識を持つ。 いつでも相談できるかかりつけ医を持っている。

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名	単位	成果指標の測定方法	数値区分	目標達成 (105%以上)			目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)			目標を未達成 (95%未満)	
				19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)		
A かかりつけ医を持つ市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	51.0	51.5	52.0	52.5	53.0	53.5		
			目標値	51.0	52.0	54.0	56.0	58.0	61.0		
			実績値	43.0	53.3	55.2					
			達成率	84%	103%	102%					
			結果								
B かかりつけ歯科医師を持つ市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	51.0	51.5	52.0	52.5	53.0	53.5		
			目標値	51.0	52.0	53.0	55.0	57.0	59.0		
			実績値	45.3	52.9	53.8					
			達成率	89%	102%	102%					
			結果								
C かかりつけ薬局を持つ市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	30.0	30.5	31.0	31.5	32.0	32.5		
			目標値	28.0	30.0	32.0	34.0	36.0	38.0		
			実績値	22.1	25.4	27.5					
			達成率	79%	85%	86%					
			結果								
D			成り行き値								
			目標値								
			実績値								
			達成率								
			結果								

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つ市民の割合を、平成24年度には、それぞれ61.0%、59.0%、38.0%の県の水準(H13年)を目指すこととした。市民一人ひとりが安心して健康的な生活を営むためには、日常の健康管理や疾病予防、治療など身近に安心して相談できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことが重要である。そのために、広報活動や健康診査、健康相談・教育等のあらゆる場で市民への普及啓発を行うことで、県の水準に近づけることとした。

4 平成21年度基本事業の取組方針

・日頃から健康管理や疾病予防・治療について、安心して相談できるように、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ってもらうよう普及啓発を進める。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況

・健康きりしま21概要版の配布を行い、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ってもらうよう普及啓発をした。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

かかりつけ医を持つ市民の割合は、H20年度と比較して1.9ポイント向上し、目標値を達成した。
 かかりつけ歯科医師を持つ市民の割合は、H20年度と比較して0.9ポイント向上し、目標値を達成した。
 かかりつけ薬局を持つ市民の割合は、H20年度より2.1ポイント向上したものの、目標を達成することができなかった。要因としては、医療機関の近くにある薬局を利用する機会が多く、一つの薬局をかかりつけとして限定することが難しいと考えられる。

7 平成22年度基本事業の取組方針

・日頃から健康管理や疾病予防・治療について、安心して相談できるように、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ってもらうよう普及啓発を進める。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

・日頃から健康管理や疾病予防・治療について、安心して相談できるように、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ってもらうよう普及啓発を進める。

基本事業	5-1-3	基本事業名	保険制度の適切な運営 国民健康保険、後期高齢者医療保険 (老人医療保険)	基本事業 主担当課	保険年金課
------	-------	-------	---	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

基本計画期間における取組み方針 (総合計画書より)	
<ul style="list-style-type: none"> 国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、増大する医療費を抑制し、医療費の適正化を図る。 生活習慣病に対する正しい知識の習得や、食事、運動等日常生活の改善についての指導を行う。 平成20年度の老人医療保険制度の改定に関する内容の周知を行う。 	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の被保険者 後期高齢者医療保険の被保険者
意図	安心して必要な医療が受けられる。

2 基本事業の指標等の推移

成果指標名	単位	成果指標の測定方法	目標達成 (105%以上)		目標をほぼ達成 (95% ~ 105%未満)			目標を未達成 (95%未満)		
			数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年度)	
A 国民健康保険の被保険者一人当りの医療諸費	円	療養諸費 ÷ 当該年度の平均被保険者数	成り行き値	328,677	345,111	362,366	380,485	399,509	419,484	
			目標値	325,547	338,569	352,112	366,196	380,844	396,078	
			実績値	325,070	331,789	343,410				
			達成率	100%	102%	102%				
			結果							
B 老人医療保険の被保険者一人当りの医療諸費	円	療養諸費 ÷ 当該年度の平均被保険者数	成り行き値	984,422	1,033,643					
			目標値	975,047	975,047					
			実績値	987,365	制度移行					
			達成率	99%						
			結果							
C 後期高齢者一人当りの医療諸費	円	広域連合からの報告数値 (診療報酬集計表)	成り行き値		1,033,643	1,085,325	1,139,592	1,196,571	1,256,400	
			目標値		975,047	1,014,049	1,054,611	1,096,795	1,140,667	
			実績値		915,136	1,030,309				
			達成率		106%	98%				
			結果							
D			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

今後とも医療費の増加が見込まれ、成り行きとしては約5%程度の伸びを予想することとする。国民健康保険被保険者及び老人医療受給者 (H20年度からは後期高齢者医療制度へ移行するが、その改正内容は対象者の変更はなく、単なる制度の内容が変更されるだけであるため、目標値の変更はしない。)の一人当たりの診療費を前年度より減ずることはこれまでの経緯より困難であるので、前年度に対する伸び率を平均伸び率より1%低い値に設定した。これを達成するため、医療費の適正化事業・生活習慣病予防のヘルスアップ事業・特定健康診査、保健指導などを行い、医療費の抑制に努める。

4 平成21年度基本事業の取組方針

特定健診・特定保健指導の受診率などを高めることにより、地道に医療費抑制に向けて努めて行く。

5 平成21年度基本事業の取組方針の達成状況及び要因

<実績>	年度	対象者	受診者	受診率
特定健診	H20	22,092	9,021	40.83%
	H21	21,972	8,914	40.57%
特定保健指導	H20	1,696	49	2.89%
	H21	954	295	30.92%

特定健診の受診率については、H20年度と同程度の受診率であった。また、特定保健指導の実施率については、H20年度に比べ、大幅に増加した。この特定保健指導の大幅増の要因としては、H20年度は制度施行初年度であり、H21年度は特定保健指導の実施体制が整ったことから大幅な増となった。

6 平成21年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

国民健康保険の1人当たりの医療費に関しては、昨年度よりも約12,000円増加したものの、H21年度の目標値は達成した。
後期高齢者一人当たりの医療諸費については、H20年度が後期高齢者医療制度の初年度であり、医療費総額が11か月分であることから前年度との比較ができないが、H21年度の目標値はほぼ達成した。

7 平成22年度基本事業の取組方針

医療費の適正を図るため、ジェネリック薬品の普及、レセプト点検などを進める。
疾病の早期発見・早期治療を推進するため、特定健康審査の受診率の向上と、特定保健指導の充実を図る。また、人間ドックを充実するために新たに脳ドックを加える。

8 平成23年度に向けた基本事業の課題・方向性

医療費の適正を図るため、ジェネリック薬品の普及などを進める。
疾病の早期発見・早期治療を推進するため人間ドックの推進や特定健康診断の受診率の向上と、保健指導の充実を行う。
保険制度の運営の適正化を図るため、保健福祉担当部署や医師会等との連携を図る。